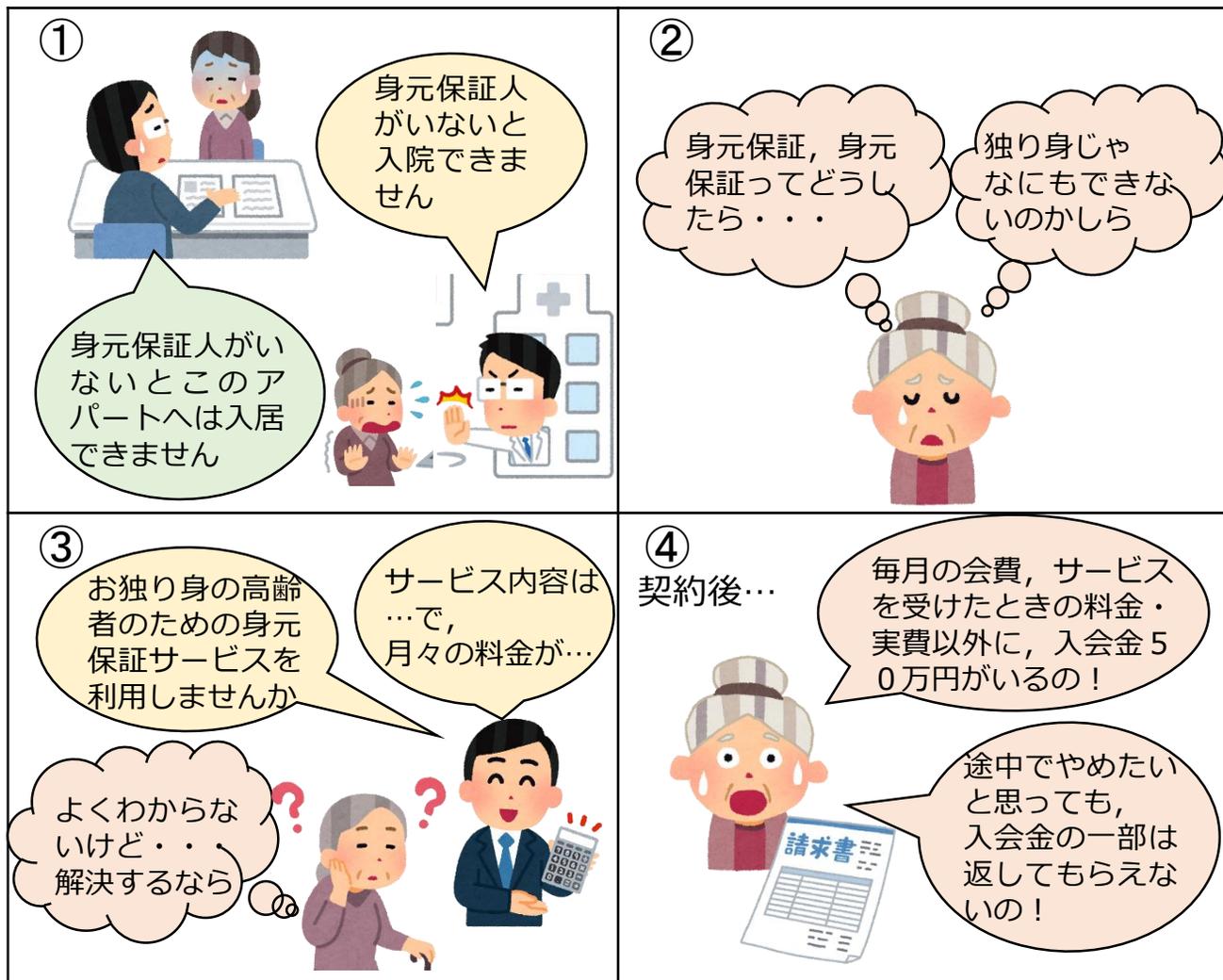




高齢者身元保証事業の入会金の問題について、提訴しました！

KCCNは、2018年7月11日、一般社団法人京都高齢者支援協会（かたつむりトラスト）を被告として、身元保証支援等を行う契約で、入会金を取ること、また、途中で解約した時に入会金の一部は返金しないとしていることを止めるように求めて、京都地方裁判所に提訴しました。



○ 背景

- 高齢者が賃貸住宅に入居、病院に入院、介護施設に入所しようとしても、身元保証人がいないことを理由に拒否されるケースがあり（このような実態自体も問題です）、事業者により、身寄りのない高齢者の身元保証などを行うサービスが展開されています。
- 事業者を直接取り締まる法律がないこと、契約内容が複雑で理解が難しいこと、契約内容どおり実行されているかをチェックできないこと、預り金を保全する制度がないことなどのたくさんの問題を抱えています。上記のような実態があり、利用されています。
- 現に、同様のサービスを展開していた「公益財団法人日本ライフ協会」が、預り金を流用した問題が指摘され、破産し、多くの利用者が、サービスも受けられず、預けたお金も返金されないという事態が発生しています。なお、被告の理事は、日本ライフ協会に所属していました。

○ 経緯

- 被告は、当初、内訳を示さないまま入会金72万円を要求し、中途解約時には全額返金しないとしていました。
- これに対して、KCCNが、消費者契約法に違反するとして、差止請求したところ、被告は、入会金を50万円とし、その内訳を示し（初期支援事務費用、身元保証支援基本料、金銭管理支援基本料、死後事務支援基本料）、中途解約時にも一部は返金するように変更しました。
- しかし、変更後のものは後付けにすぎず、やはり内実を伴うものではないと考えられるため（利用者は、入会金以外にも毎月の会費や、サービスを受けたときの料金・実費を別途支払います。）、入会金を取ること、また、途中で解約した時に入会金の一部は返金しないとしていることを止めるように求めて、提訴しました。